

**物 件 明 細**

物件番号	所在地 (路線名)	豊中市小曾根三丁目1567番3外4筆の一部 (一般国道479号高川橋高架下)	交通 機関	地下鉄御堂筋線 江坂駅 西 約1000m	最低 占用料 (年額)	410,550円/年	占用 期間	5年
土地の概要								
面積	占用許可対象面積 391 m <sup>2</sup>			<p>特記事項.</p> <p>1 平面駐車場(コインパーキング含む)等平面利用を想定しております。</p> <p>2 対象地への車両等の出入り口については、池田土木事務所及び豊中南警察署と協議し、許可を得てください。 車両等の衝突により、国道479号の橋脚等に損傷が生じないよう、適切な場所に防護柵等を設置してください。 なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所管理課 電話:072-752-4111(代) 大阪府豊中南警察署交通課 電話:06-6334-1234(代)</p> <p>3 開発行為及び建築行為等の際は、豊中市都市計画推進部開発審査課、建築審査課と協議してください。 (お問い合わせ先) 豊中市都市計画推進部開発審査課 電話:06-6858-2422 建築審査課 電話:06-6858-2860</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。 排水等の処理については、豊中市上下水道局下水道建設課と協議してください。 (お問い合わせ先) 豊中市上下水道局下水道建設課 電話:06-6858-2955</p> <p>5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。</p> <p>6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、すべて占有者において行ってください。</p>				
接面道路 の状況	北側:府道・幅員約3m・舗装有・高低差無 南側:府道・幅員約4m・舗装有・高低差無							
	法令に 基づく 制限	都市 計画法	市街化区域内					
		用途地域	準住居地域					
		地域地区	準防火地域					
		建ぺい率	60%	容積率	300%			
	その他 の 法令等	道路法(一般国道479号区域内) 消防法 建築基準法						
その他条件								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
	公営水道	(本管)	(引込管)	豊中市上下水道局お客様センター給排水サービス課 06-6858-2961				
		無	無					
	電気	(配電線)	(引込線)	関西電力(株)北摂営業所 0800-777-8015				
		有(南側府道)	有(南側府道)					
都市ガス	(本管)	(引込管)	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
	無	無						
公共下水道	(本管)	(引込管)	豊中市上下水道局下水道建設課 06-6858-2955					
	無	無						

**次項に続く**

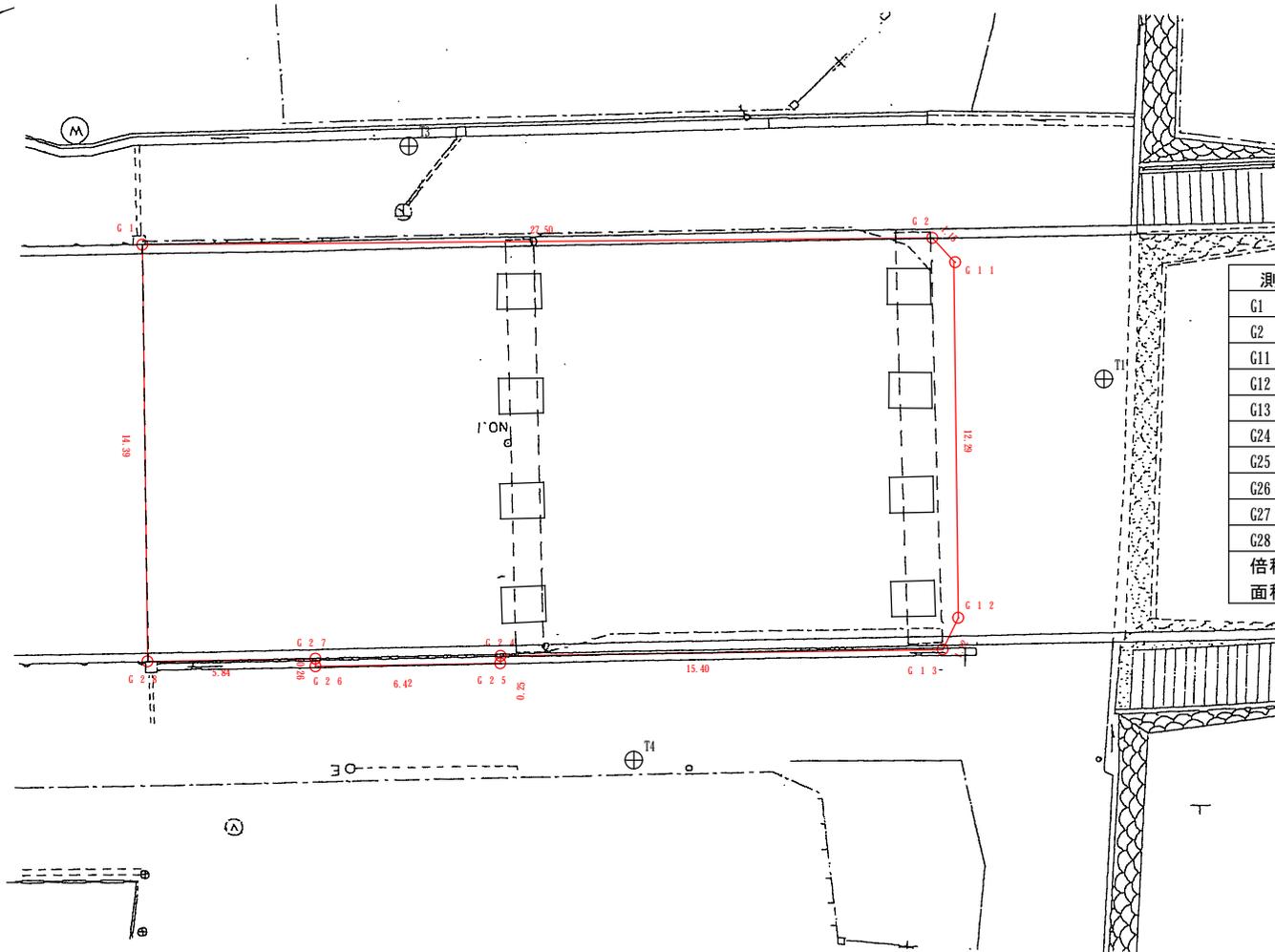
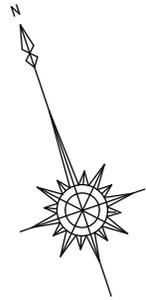
## 特記事項

- 7 対象地外の府所有地(橋脚・管理用フェンスの周辺など)についても、対象地と併せて良好な管理を実施してください。
- 8 現地における、ネットフェンス等の道路の施設又は工作物の撤去、形状変更、整備及び国道479号の橋脚等の付近で工事を行う際には、池田土木事務所と協議し、許可を得てください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府池田土木事務所管理課 電話:072-752-4111(代)
- 9 対象地の実地調査や橋梁及び高架下内の工事・点検等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、占用許可条件に基づき、大阪府が指定する期日までに施設の撤去又は移動をお願いします。  
なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占用者の負担となります。
- 10 占用許可期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。  
占用期間満了に際し、当該地の利用は、再度公募するものとします。  
なお、占用者が引き続き占用を希望する場合は再度公募に参加することができます。
- 11 対象地は、過去の公募により落札された現占用者が使用されています。  
現占用者の占用許可期間は平成28年3月31日までですので、本公募による使用開始日は平成28年4月1日からとなります。  
また、現地に設置されている施設(車止め・照明施設・消火施設)の一部は、現占用者の所有施設であり、平成28年3月31日までに撤去される予定です。ただし、この公募により決定された占用者が、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め現占用者と有償譲渡等の協議を行ってください。  
なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 12 対象地には桁下高が低い場所があります。最も低い箇所の高さは約2mです。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



# 物件番号 2



測点	X	Y
G1	4.635	-33.480
G2	4.874	-5.973
G11	4.036	-5.183
G12	-8.253	-5.076
G13	-9.350	-5.617
G24	-9.569	-21.016
G25	-9.829	-21.026
G26	-9.931	-27.450
G27	-9.662	-27.451
G28	-9.758	-33.296
倍積面積	810.612993	
面積	405.3064965	地積 405.30 m <sup>2</sup>

橋脚面積  $1.8554250 \times 8 = 14.8434 \text{ m}^2$   
 高架下全面積  $405.3064965 \text{ m}^2$   
 貸付面積  $405.3064965 - 14.8434 = 390.4630965 \text{ m}^2$

図面名	貸付平面図
作成年月日	平成27年6月24日
縮尺	S = 1 : 250
事業者名	大阪府